

総合計画体系	政策No.	3	政策名	やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり	施策主管課	こども課
	施策No.	1	施策名	安心して子どもを産み育てられる環境を整える	施策主管課長名	住谷 孝義
関連個別計画	第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)			関係課名	政策企画課、健康推進課、学校教育課	

1. 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象としているのか)*人や自然資源等	③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)			
	名 称	単位	名 称	単位
子育て世帯	A 5歳までの未就学児童数 ※4月1日現在(住基人口)	人	C 12歳から17歳までの児童数 ※4月1日現在(住基人口)	人
	B 6歳から11歳までの児童数 ※4月1日現在(住基人口)	人	D 市民(常住人口)	人
② 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)	④ 成果指標(意図の達成度を表す指標)			*:総合計画の目標指標
	名 称	単位	名 称	単位
安心して子どもを産み育てられる環境をつくる	A 安心して子どもを育てられていると感じる市民の割合*	%	D 保育所等利用待機児童数 ※4月1日現在	人
	B 年間出生数*	人	E	
	C 地域子育て支援センター利用者数*	人	F	
⑤ 成果指標設定の考え方 (成果指標設定の理由)	A:子育て支援に対する満足度 B:少子化の進行状況 C:少子化・核家族化により、相談相手や遊び相手がないことによる子育ての不安や負担の解消を図ることを目的とした事業による実績と成果 D:保育所等の利用希望に対する対応状況	⑥ 成果指標の測定企画(実際にどのように実績値を把握するか)	A:市民アンケートにおいて、中学生までの子どもを育てているかに聞いた「大きな不安もなく子どもを育てられていると感じている」、「どちらかといえば感じている」と回答したかたの割合 B:出生により住民票に記載されたかたの人数 C:地域子育て支援センター(つぼみ、すぐすぐーる、ちいしば)の延べ利用者数の合計 D:国の中基準で算出した待機児童数	

2. 指標等の推移

指標名	名称	単位	数値区分	前期基本計画期間			第2次総合計画			後期基本計画期間		
				2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (実績)	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	
対象指標	A 5歳までの未就学児童数 ※4月1日現在(住基人口)	人	見込み値 実績値	2,300 2,326	2,300 2,234	2,300 2,158	2,100 2,098	2,000 1,972	1,889 1,854	1,832 1,854	1,810 1,854	
	B 6歳から11歳までの児童数 ※4月1日現在(住基人口)	人	見込み値 実績値	2,700 2,650	2,600 2,653	2,500 2,650	2,500 2,624	2,400 2,591	2,564 2,559	2,527 2,559	2,414 2,559	
	C 12歳から17歳までの児童数 ※4月1日現在(住基人口)	人	見込み値 実績値	3,000 2,951	2,900 2,909	2,800 2,878	2,800 2,807	2,700 2,810	2,769 2,757	2,719 2,757	2,719 2,757	
	D 市民(常住人口)	人	見込み値 実績値	53,000 53,187	52,800 52,937	52,500 53,121	52,900 52,700	52,700 52,365	52,500 51,985	52,300 51,985	52,000 51,985	
成果指標	A 安心して子どもを育てられていると感じる市民の割合*	%	目標値 実績値	55.0 47.6	57.5 42.4	60.0 39.6	48.2 59.6	50.0 61.7	54.0 59.6	57.0 61.7	60.0 61.7	
	B 年間出生数*	人	目標値 実績値	340 301	340 305	340 281	310 286	310 265	310 286	310 265	310 265	
	C 地域子育て支援センター利用者数*	人	目標値 実績値	25,000 8,492	25,500 9,167	26,000 9,655	14,500 11,934	14,500 12,865	14,500 12,865	14,500 12,865	14,500 12,865	
	D 保育所等利用待機児童数 ※4月1日現在	人	目標値 実績値	0 11	0 0							
	E		目標値 実績値									
	F		目標値 実績値									

3. 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)

ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)

・家庭においては、性別による固定的役割分担意識を無くし、家族で子育てを行う。特に男性においては、育児参加への意識を高め、妻とともに子育てを行う。

・事業所においては、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、子育てしやすい環境づくりに努めるとともに、出産・育児後に再就職できる職場環境を整える。

・地域においては、地域がつながり、助け合い、互いの信頼関係の中で子どもたちを守っていく体制づくりや環境づくりなどに努める。

イ)行政の役割(市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)

・地域における子育て支援の環境整備に努めるとともに、民間事業者等と連携・協力を図りながら保育環境の向上を図る。

・多様化する子育て世代の抱える悩みや相談ごとに対し、心理的な負担を軽減させるための相談体制を確保するとともに、子育てに関する情報発信・情報提供に努める。

・保育や医療、教育などの経済的負担を軽減するため、医療福祉費制度(マル福)や児童手当制度などの助成制度の充実に努める。また、ひとり親家庭に対しては、必要に応じて関係機関と連携し、生活の自立と安定を図るための生活支援や経済的支援を行う。

② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか

・子育て支援施策や少子化対策のさらなる充実に取り組んでほしい。

・子どもたちの遊べる大きな公園がない。

・保育園にスムーズに入園できるか不安を感じる。

・学費以外にかかる見えない教育費が子育て世帯に大きな経済的負担になっているので、負担軽減策を実現してほしい。

4 施策の成果水準とその背景

(1) 時系列比較(令和2年度との比較)	(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)
<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した。 <input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した。 <input checked="" type="checkbox"/> 成果はほとんど変わらない。(横ばい状態) <input type="checkbox"/> 成果がどちらかと言えば低下した。 <input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した。	<input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり高い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準である。 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣他市と比べてほぼ同水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば低い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり低い水準である。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)

・安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合は、令和2年度(47.6%)と比較すると、令和6年度では14.1ポイント上昇(61.7%)している。
 ・年間出生数は、令和2年301人であったが、令和6年は265人(36人減)と減少傾向にある。
 ・地域子育て支援センター利用者数は、コロナ禍の影響(利用人数制限等)があった令和2年度8,492人であったが、令和6年度では12,865人と増加している。
 ・保育所等利用待機児童数は、令和2年度11人いたが、令和3年以降「ゼロ」で推移している。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)

茨城県常住人口調査(R7年1月1日時点)による総人口(年齢不詳を除く)に対する0歳以上14歳以下の割合は、近隣市町村では1位は東海村で13.2%(4,938人/37,291人)2位は水戸市で12.0%(31,004人/259,054人)3位はひたちなか市で11.7%(17,506人/149,684人)4位は那珂市11.1%(5,752人/51,864人)5位は日立市で9.1%(14,515人/159,787人)6位は常陸大宮市で8.7%(3,098人/35,809人)7位は常陸太田市で8.3%(3,686人/44,530)8位は城里町で8.0%(1,338人/16,803人)であり、那珂市は中位に位置している。

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)
・不妊及び不育症に悩む夫婦に対し、治療等に係る医療保険適用外の費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。 ・令和5年2月から、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うため伴走型相談の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金を支給している。 ・妊産婦及び乳幼児の健常状況の確認や子育て不安の軽減のため、家庭訪問を行い、保健指導と子育て支援サービスに係る情報提供を行っている。 ・マル福制度では、市独自に所得制限を撤廃しているほか、高校生世代の外来受診を助成対象とするなど、子育て家庭の経済的負担を軽減している。 ・年々増える続ける保育需要に対応するため、保育施設整備(新設及び増設)を推進してきた。令和6年4月1日時点で保育所の待機児童はいないが、学童保育所の待機児童は発生している。 ・学童保育の利用児童や保護者の多様化したニーズの対応や支援員の安定的な人材確保を図るため、令和6年10月から、公立学童保育所の運営を民間事業者に委託している。 ・令和6年10月から、児童手当制度が改正され、所得制限の撤廃や支給期間が高校生年代までに延長されるなど制度の拡充が行われた。
② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していくかなければならないか)
・安心して子どもを産み、子育てができるよう、経済的・心理的負担が軽減される支援制度の充実が必要である。 ・子どもの人数は減少傾向にあるものの、働く女性の増加などもあり、保育ニーズは今後も一定程度高まっていくことが想定されることから、ニーズに対応した利用定員の確保が求められている。 ・少子化や核家族化の進行等により、地域のつながりが希薄になる中、育児の孤立化や不安・負担の増加が懸念されることから、孤立化を防ぐとともに、育児不安や負担の解消が必要である。 ・子どもが外出している際の防犯対策や交通安全対策が求められている。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

A:安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合は、過去5年(H29～R3年度)の平均値である50%に10ポイント増の60%をR9年度の目標値として設定した。年2.9ポイント程の伸びを見込み、中間目標値(R7年度)は54.0%とした。
B:年間出生数について、H29年から令和3年までの減少率は22%となっているが、施策推進により現状維持を目指す。間直近3年(R元～3年度)の年間出生数の平均値である315人÷310人を中間目標値及び目標値として設定した。
C:地域子育て支援センター利用者数は、平成30年度をピークに減少傾向にあり、特に令和2年度以降、コロナ禍の影響を受けて著しく減少している。今後も少子化等の影響を受ける可能性があることから、5年(H29～R3年度)平均利用者である14,497人÷14,500人を中間目標値及び目標値として設定した。
D:保育所等利用待機児童数は、待機児童ゼロを目指し目標値としている。

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
妊産婦支援の充実	①不妊及び不育症の治療等に係る費用の一部を助成することで、夫婦の経済的負担の軽減を図る。 ②妊婦健診の重要性を周知するとともに、健康診査を促し、安心して出産できるよう支援する。 ③すべての妊婦と面談を行い実情を把握し、関係機関と連携して産前及び産後の支援を行う。	妊活医療費助成事業 母子健康診査・健康相談事業 医療福祉扶助事業
子育てと就労の両立支援	①利用者ニーズに合わせた保育施設などの拡充・整備に努める。 ②就労形態の多様化に応応するため、保育サービスの充実を図るとともに、保育士の確保に努め、潜在的待機児童の解消及び質の高い保育を目指す。 ③就労する保護者の支援のため、学童での安心・安全な保育を実施し、児童の健全育成を図る。 ④保護者のニーズに合わせ、幼稚園で預かり保育を実施する。 ⑤ひとり親家庭の父母に対して就労支援を行い、生活の安定と自立を促す。	菅谷保育所運営事業 子育てのための施設等利用給付事業 病児保育補助事業 母子・父子自立支援事業
子育て支援体制の充実	①親子両士のふれあいや子育てに関する情報交換、育児不安の相談の場として地域子育て支援センターの事業を充実し、利用促進を図る。 ②子どもが発熱等の急病になった場合に、子どもを預けられる病児・病後児保育を行う。 ③集団での保育が可能な障がい児や医療的ケア児の保育を実施する。 ④こども発達相談センターを効果的に活用し、心身の発達に遅れ(疑いを含む)のある子どもの相談又は療育体制の充実を図る。 ⑤ファミリーサポートセンターの活動を通して、子育て家庭への様々な支援を行う。 ⑥児童虐待や子どもの養育などに関する悩み相談に対応し、関係機関と連携して支援する。 ⑦すべての妊産婦や子育て世帯、子どもへの支援体制を、より充実・強化するために、母子保健と児童福祉の相談部門を一体化し、切れ目ない相談支援を行う。	子育て支援センター事業 病児保育補助事業 民間保育所等支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 こども発達相談センター運営事業 ファミリーサポートセンター事業 子育て短期支援事業 こども家庭センター運営事業
子育ての経済的負担の軽減	①対象となる児童・生徒に児童手当を支給する。 ②対象となる児童・生徒に医療費の一部又は全部を支給する。 ③病気や事故により父親や母親を失った遺児などに対して学資資金を支給する。 ④要保護・準要保護世帯に対して学用品や給食費などの一部を支給する。 ⑤2人以上の子を養育する多子世帯やひとり親家庭における保育料を軽減する。 ⑥住民税非課税世帯の保育料は無償とする。 ⑦児童扶養手当支給、各種貸付制度や給付の紹介などを通して、ひとり親家庭を支援する。	児童手当支給事業 遺児等学資資金支給事業 医療福祉扶助事業 就学奨励事業 児童扶養手当支給事業 未熟児養育医療給付事業 民間保育所等児童入所事業 子育てのための施設等利用給付事業 出産・子育て応援給付事業